

柳井市建設工事総合評価競争入札事務処理要領

第1 趣旨

この事務処理要領は、柳井市建設工事総合評価競争入札実施要綱に基づき、本市が発注する建設工事に係る総合評価競争入札（以下「総合評価方式」という。）を実施するために必要な事務の取扱いについて定める。

第2 総合評価方式

総合評価とは、企業の技術力と価格の双方を総合的に評価し落札者を決定する方法である。標準的な設計、施工方法に基づき最も安い価格で入札した企業を落札者としてきた従来の入札方式（価格競争自動落札方式）とは異なり、総合評価は、より技術力の高い企業を落札者として選定することを可能とし、品質の向上、企業の技術開発の促進等の効果が期待されている方式である。

第3 適用対象工事

この要領は、次に定める建設工事について総合評価方式により入札手続を行う場合に適用する。

- 1 設計金額が2,000万円以上で、高度な技術を要さず、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事
- 2 その他総合評価方式に適合すると認められる工事

第4 総合評価方式の形式

総合評価方式の実施に当たっては、当該工事の技術的難易度（技術的な工夫の余地）や工事規模に応じて、次の形式から当該工事に適した総合評価の形式を選定する。

（1）特別簡易型

従来からの簡易型より、更に簡易な総合評価として、対象とする工事は技術的な工夫の余地が小さく、小規模な工事を対象とし、同種工事の経験、工事成績等に基づき性能と入札価格とを総合的に評価する。

（2）簡易型

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を確認するために、簡易な施工計画や同種工事の経験、工事成績等に基づき評価し、入札価格と総合的に評価する。

第5 競争入札の事務手続

総合評価方式による場合は、入札公告や現場説明書等にその旨を明記するため、技術評価に必要な資料（技術提案資料）を作成し、入札書提出時に提出する。なお、技術提案資料が提出されない場合、入札書は無効とする。

第6 評価項目、評価基準、得点配分

1 評価項目及び評価点

評価項目及び評価点については、以下のとおりとする。

(1) 企業の技術力

①簡易な施工計画 ②企業等の技術的能力 ③配置予定技術者の技術的能力

(2) 企業の地域貢献度等

①地域精通度 ②地域貢献度

総合評価方式の形式別の評価項目は、原則として次表の項目とする。

なお、一般競争入札等の参加資格要件と重複する場合（例、参加資格が市内に限られる場合や監理技術者の専任を求める場合等）についてもすべてを対象とする。

表－１ 評価項目

評価項目		細目		評価 点	特別 簡易 型	簡易 型	備考
(1) 企業の 技術力	①簡易な施 工計画	発注者が求め る事項として 1項目選定	工程管理	2	－	○	
			品質管理				
			その他配慮すべき 事項				
		工事全般の施 工計画	受注者が提案する 施工上考慮すべき 事項	2	－	○	
	②企業の技 術的能力に ついて	過去8年間の同種工事（公共工事） の施工実績の有無		2	○	○	
		過去2年間の柳井市発注工事におけ る工事成績評定点の平均点		4	○	○	
		ISO9001の取得状況		1	○	○	
		ISO14001の取得状況又は環境活動 評価プログラムの認証状況		1	○	○	
		労働安全衛生マネジメント等の認証 状況		1	○	○	
	③配置技術 者の能力に ついて	主任（監理）技術者の保有する資格		1	○	○	
		過去8年間の主任（監理）技術者の 同種工事（公共工事）の施工経験の 有無		2	○	○	
		公告日前1年間の継続学習（CPD）制 度の取組状況		1	○	○	

		技能士等の活用	1	○	○	
(2) 企業の 地域貢 献度等	①地域精 通 度	地理的条件（緊急時の施工体制）	1	○	○	
	②地域貢 献 度	過去5年間の柳井市所管公共施設の 災害時応急対策の活動実績	1	○	○	
		過去1年間の地域活動実績	1	○	○	

2 評価基準

(1) 企業の技術力

評価項目ごとの評価基準及び評価点は、下記のとおりとする。なお、不適切と評価し、欠格となった項目がある場合は、総合評価の対象とせず、無効とする。

(2) 簡易な施工計画（簡易型に使用）表－2

「①簡易な施工計画」については、工事ごとの特徴や特性等を踏まえた具体的な記述となっていることが必要であり、一般的な記述にとどまっているが、不適切な内容ではない場合には加点しない。

表－2

評価項目		細 目		評 価 基 準	評価点
(1) 企業の技 術力	① 簡 易 な 施 工 計 画	発注者 が求め る事項 として 1項目 選定	工程管理	工程管理が現場条件を踏まえ適切であり、発注者が工程上重要な項目が記載されている	2
				工程管理が現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1
				工程管理が適切である	0
				不適切である	欠格
			品質管理	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、重要な事項が記載されている	2
				品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1
				品質の確認方法、管理方法が適切である	0
				不適切である	欠格
			その他配慮す	課題に対して、現地条件を踏まえ	2

			べき事項	適切であり、重要な項目が記載されている	
				課題に対して、現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1
				課題に対して、適切である	0
				不適切である	欠格
		受注者が提案する施工上考慮すべき事項	記載事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載されている	2	
			配慮事項への対応が現地条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	1	
			配慮事項への対応が適切である	0	
			不適切である	欠格	
		② 企 業 の 技 術 的 能 力 に つ い て	過去 8 年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	同種工事の施工実績がある	2
				施工実績がない	0
			過去 2 年間の柳井市発注工事における工事成績評定点の平均点	8 0 点以上	4
				7 5 点以上 8 0 点未満	3
	7 0 点以上 7 5 点未満			2	
	6 5 点以上 7 0 点未満			1	
	6 5 点未満又は実績なし			0	
	ISO9001 の取得状況		認証取得している	1	
			認証取得していない	0	
	ISO14001 の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況		ISO14001 を認証取得している	1	
			エコアクション 21 を取得している	0. 5	
		認証取得していない	0		
	労働安全衛生マネジメント等の取得状況	認証取得している	1		
		認証取得していない	0		
	③ 配 置 技 術 者 の 能 力	主任（監理）技術者の保有する資格	1 級土木施工管理技士、技術士又はこれと同等以上の資格を有する また、若手技術者にあつては、2 級土木施工管理技士の資格を有する	1	

	に つ い て		(若手技術者とは、入札通知又は 公告日時点で満 3 5 歳未満である 技術者)	
			その他	0
		過去 8 年間の主任 (監 理) 技術者の同種工事 (公共工事) の施工経験 の有無	主任 (監理) 技術者が同種工事の施 工経験がある	2
			施工経験がない	0
		公告日前 1 年間の継続 学習 (CPD) 制度の取組状 況	各団体推奨単位の 1 / 2 以上を取 得しており継続教育の証明がある 場合	1
			取得していない	0
		技能士等の活用	資格を有する者による施工が可能 な工種について使用	1
			使用しない	0
(2) 企業の地 域貢献度 等	① 地 域 精 通 度	地理的条件 (緊急時の施 工体制)	柳井市内に過去 3 年以上継続して 本店、工場がある	1
			その他	0
	② 地 域 貢 献 度	過去 5 年間の柳井市所 管公共施設の災害時応 急対策の活動実績	応急対策の活動実績がある	1
			実績なし	0
		過去 1 年間の地域活動 実績	地域の活動実績がある	1
			実績なし	0

※ 注意事項

- 「本説明書の設計図面、土木工事共通仕様書等」に示された施工方法に従って施工する。」という記述を認めない。
- 土木工事共通仕様書等」に示された施工方法に従った施工であっても、当該工事の特徴を踏まえ、具体的に記述すること。なお、土木工事共通仕様書等の当該箇所の転記や条項の引用は差し支えないものとする。
- 評価項目の設定及び評価の際の留意事項等

(1) 企業の技術力

①簡易な施工計画 表－ 3

簡易な施工計画に関する評価項目の設定に際しては、以下の点に留意して行う。

- ・発注しようとする工事については、施工上、特に重要な事項や課題となっている事項を抽出して評価項目を設定する。
- ・評価項目は、当該工事の契約においてその内容が担保できるもの（瑕疵に係る事項で契約に明示されているものであれば、完成後の履行状況の確認も可能とする。）に限るものとし、担保できないものは評価項目としない。
- ・技術提案に関する事項として設定する評価項目は、性能機能の確保等に寄与するものとし、サービスの工事の実施を求めるような設定をしてはならない。

各工事における評価項目の設定等については、次の事項に留意して決定する。なお、実際に評価項目として明示する際は、文意の解釈に差が生じないよう表現には注意すること。なお、簡易型の場合は、施工の確実性を確認するために総合評価をするものであることから、施工上、過度な提案を求めないように注意すること。

表－３

項目		留意事項	様式
発注者が求める事項	工程管理	工程管理が重要な要因となる工事においては、当該工事に関する概略の工程表の提出を求める。この際、工程表の下に施工計画や工程管理に関わる技術的所見の記載を求める。	３
	品質管理	a 当該工事の実施に当たり、現地条件を踏まえて、「〇〇工（又は構造物名）」として具体的な項目を指定し、その品質管理に対する技術的所見を求める。 b コンクリートの重要構造物を含む工事においては、原則として「コンクリートの品質管理」に関する技術的所見を求めるものとする。 c １００ｔ以上のアスファルト舗装工を含む工事においては、原則として「アスファルトの品質管理」に関する技術的所見を求めるものとする。	４
	その他配慮すべき事項	a 当該工事の実施に当たり、現地条件を踏まえて、施工上の課題として〇〇対策（一般交通への安全対策や水質汚濁対策等具体的に記述する項目を指定すること。）に対する技術的所見を求める。 b 施工上、特に留意する必要がある工種、工法等（具体的に指定すること。）についてその課題に対する技術的所見を求める。	４

発注者が提案する事項	a 当該工事の実施に当たり、現地条件を踏まえて、特に施工上配慮すべき事項について、受注者が抽出し抽出理由や技術的所見を記載し提出する。記入に当たっては発注者から評価項目として、提出を求められている事項を除く。 b 「施工上配慮すべき事項」の例としては以下の事例が考えられる。 1) 当該工事の施工に当たって特に環境やリサイクルの観点から特に配慮する事項を記載する。 2) 当該工事の施工上、特に配慮すべき事項を抽出し、その課題事項への対応を記載する。	5
------------	---	---

②企業の技術的能力

表－4

項目	留意事項	様式
過去8年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	a 当該評価項目を適用するに当たっては、公告文等において「同種工事」の定義を明示すること。なお、「同種工事」の定義付けが困難な場合は、当該評価項目を削除することができる。 b 条件付一般競争入札で、入札参加資格要件に「同種工事の施工実績」を規定する場合は、総合評価においても評価項目として「同種工事」を規定する。 c 入札参加資格要件に「同種工事の施工実績」を規定しない場合においても、総合評価の評価項目として「同種工事の施工実績」を規定することが可能な場合は評価項目とする。 d 過去8年間（8年前の日の属する年度の4月1日から入札通知日又は公告日までの間）の実績の有無で評価することを標準とするため、施工実績については技術提案資料提出期限までに完成し、引渡しが完了した公共工事とする。 e 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とする。 f 共同企業体を対象として発注する場合、評価対象とする構成員について定めること。	6

過去 2 年間の柳井市発注工事における工事成績評定点の平均点	a 工事発注年度の直近 2 か年度において、柳井市発注工事（請負金額が 3 0 0 万円以上）の完成検査成績評定点の当該業者が施工した工種別工事の平均成績評定点とする。 b 平均点は、市の保有する工事成績評定点に係る資料により算定したもので評価し、各企業からの提出は求めない。 c 共同企業体を対象として発注する場合は、原則として当該共同企業体における代表者をもって評価する。 d 対象とする期間に工事成績評定点を有しない企業については、6 0 点とする。	-
ISO9001 の取得状況	a 認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に建設工事の種類が明示されていない場合は、取得時に作成された品質マニュアルの適合範囲のページの写しを添付すること。また、外国語表記の場合は、日本語訳を添付すること。 b 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のどちらも対象とする。	-
ISO14001 の取得状況又は環境活動評価プログラム（エコアクション 21）の認証状況	a 認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。 b 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のどちらも対象とする。	-
労働安全衛生マネジメント等の認証状況	a 労働安全衛生マネジメント（JISHA 方式適格 OSHMS、ISO45001）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について、建設分野の認証を受けており、その認証取得を示す登録証の写しの提出により評価する。なお、登録証に適用範囲が明示されていない場合は、附属書等、適用範囲がわかる資料を添付すること。また、外国語表記の場合は日本語訳を添付すること。 b 本店を県外に有する場合は、契約営業所、契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合に評価する。なお、契約営業所が認証取得しておらず、契約営業所を直接統括する支店等が認証取得している場合は、認証取得している支店等が契約営業所を直接統括していることが分か	-

	る資料を添付すること。 c 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のどちらも対象とする。	
--	--	--

③配置技術者の能力について

表－５

項目	留意事項	様式
主任（監理）技術者の保有する資格	a 主任（監理）技術者として配置する技術者の保有資格について評価する。 b 配置予定の技術者の保有資格について、１級土木施工管理技士、技術士又はこれと同等以上の資格を有する者の場合に評価する。または、若手技術者を専任で配置する場合２級土木施工管理技士を保有により前記と同等に評価する。保有する資格を記入し、当該資格証明書等（若手技術者にあつては年齢が確認できるものであること。）の写しを添付すること。 c 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（裏面を含む。）及び監理技術者講習終了証の写しを添付すること。 d 配置技能者を特定できない場合で、複数の候補者とする場合は、最も資格の低い者をもって評価する。 e 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。	7
過去８年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	a 施工経験は、過去８年間（８年前の日の属する年度の４月１日から入札通知日又は公告日までの間）に完成し、引渡し完了した同種工事とする。 b 同種工事の定義を明確にすること。なお、同種工事の定義付けが困難な場合は、当該評価項目を削除することができる。 c 複数の候補者を記載した場合は、最も低い施工経験をもって評価する。 d 共同企業体で施工した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わない。なお、共同企業体の実績は、出資比率 20%以上のものを対象とするので、施工経験が分かる資料に加え、共同企業体の構成員、出資比が確認でき	7

	る資料を添付すること。 e 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。	
継続学習（CPD）制度の取組状況	a 過去1年間（1年前の日の属する年度の4月1日から入札通知日又は公告日までの間）の配置技術者に係る継続学習（CPD）に対する取組状況（各団体推奨単位の1／2以上とする。例えば、全国土木施工管理技士会連合会の場合1年間に10ユニット、2年間に20ユニット、3年間に30ユニット、4年間に40ユニット、5年間に50ユニットのいずれでも可）を評価するので、各認証団体の証明書の写しを添付すること。なお、各認証団体の証明書により各認証団体の推奨単位1／2以上の取組が確認できる場合に評価する。 b 配置技術者を複数候補者とした場合は、全ての候補者について記載するとともに資料を添付すること。全ての候補者が取得している場合に評価する。なお、候補者の人数は、「主任（監理）技術者の保有する資格」によること。 c 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者の監理技術者のみを対象とする。	8
技能士等の活用	a 評価対象とする技能士の従事する工種は、「型枠施工」「鉄筋施工」「コンクリート圧送」「造園」「とび」「さく井」「塗装」「路面標示施工」「コンクリート積ブロック施工」とし、工事の内容に応じて適宜指定する。また、技能士以外に品質確保上、有効な資格（舗装工事の場合は1級舗装施工管理技術者）について指定することができる。 b 指定したものについて、資格を有する者による施工（技能士の場合は1級又は2級の技能士資格を取得している者）とする場合に評価する。なお、技能士による施工対象とする工種がない場合は対象としない。 c 従事する技能士等の資格取得を証明するものの写しを提出し、また、施工時の履行確認は、日報等及び現場での確認による。	9

（2）企業の地域貢献度等

項目		留意事項	様式
① 地域精通度		a 入札参加資格において柳井市内に入札通知日又は公告日の3年前の日以前から継続して本店又は工場を有している場合に評価する。 b 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	-
② 地域貢献度	災害応急対策又は冬季除雪活動実績	a 過去5年間（5年前の日の属する年度の4月1日から入札通知日又は公告日までの間）に「大規模災害における応急対策業務に関する協定書」又は「災害等における緊急給水業務並びに応急復旧業務に関する協定書」に基づく活動実績並びに柳井市が所管する市内の公共施設での各施設管理者（指定管理者を除く。）からの要請に基づき行った、災害応急対策業務※の活動実績について契約書の写し等、それを証明するものの提出により評価する。 ※土木系工事：土木関係施設 水道施設工事：水道関係施設など b 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。	10
	地域活動実績	a 過去1年間（1年前の日の属する年度の4月1日から入札通知日又は公告日までの間）に柳井市所管公共施設、公的活動における企業としてのボランティア活動※について評価するので、当該地域活動の内容を客観的に証明できるものを提出させること。ただし、個人としての活動及び企業（本社、支社、営業所等）の所属する自治会内での活動は評価しない。 ※ボランティア活動の例：道路清掃、河川清掃、公共施設（学校、公民館等）の清掃、公園清掃、公共施設への植栽等、福祉施設の慰問・清掃、水源保全、海岸清掃、竹林ボランティア等 b 活動内容の証明者は、公的機関等の施設管理者（民間の公的な施設管理者を含む。）、主催者、自治会長等とする。また、新聞記事等による証明は、掲載時期、実施	11

		時期、実施内容、会社名が明確に証明できるものとする。 c 共同企業体を対象として発注する場合、当該共同企業体の代表者、構成員のいずれかを対象とする。 d 作業前、作業中、作業後の現場写真を添付させること。	
--	--	---	--

第7 評価方法

1 技術提案資料の審査

技術提案資料の提出後、工事監理室において、評価基準に沿って技術提案資料の審査を行う。

なお、技術提案資料の記載に誤りが認められた場合、その評価項目は評価しない。(加点なし。)

2 加算点の算出

技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の加算点を算出する。加算点は、次の式により、各項目ごとに、当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に表－7の総合評価方式の型式ごとの当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求める。

$$\text{加算点} = \sum \left(\frac{\text{各評価項目ごとの得点合計}}{\text{各評価項目ごとの配点合計}} \times \text{各項目ごとの換算値} \right)$$

表－7

評価項目		評価の細目	配点	特別簡易型		簡易型	
				対象項目	換算値	対象項目	換算値
(1) 企業の技術力	① 簡易な施工計画	発注者が求める事項として1項目選定	2	—	—	○	4
		受注者が提案する施工上考慮すべき事項	2	—		○	↓ 10
	② 企業の技術的能力について	過去8年間の同種工事（公共工事）の施工実績の有無	2	○	9 ↓ 4	○	9 ↓ 4
		過去2年間の柳井市発注工事における工事成績評定点の平均点	4	○		○	
		ISO9001の取得状況	1	○		○	

		ISO14001 の取得状況又は環境活動評価プログラムの認証状況	1	○		○	
		労働安全衛生マネジメント等の認証状況	1	○		○	
	③配置技術者の能力について	主任（監理）技術者の保有する資格	1	○	5 ↓ 4	○	5 ↓ 4
		過去8年間の主任（監理）技術者の同種工事（公共工事）の施工経験の有無	2	○		○	
		公告日前1年間の継続学習（CPD）制度の取組状況	1	○		○	
		技能士等の活用	1	○		○	
	（2） 企業の 地域貢 献度等	①地域精 通 度	地理的条件（緊急時の施工体制）	1	○	3 ↓ 2	○
②地域貢 献 度		過去5年間の柳井市所管公共施設の災害時応急対策の活動実績	1	○	○		
		過去1年間の地域活動実績	1	○	○		
評価点計				10		20	

評価点の換算方法 換算値の欄中、矢印の上の数字が各評価項目の配点合計、矢印の下
の数字が各評価項目ごとの換算値

3 評価値の算定

2で算出した加算点に標準点（100点）を加えた合計を「技術評価点」とする。この
技術評価点を当該入札者の入札書記載価格で除した値（評価値）を算出する。

【各社の評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）÷入札書記載価格】

以上の結果を工事監理室において取りまとめる。

第7 落札者決定等について

落札者の決定については、次の要件に該当する入札者のうち、上記「評価値」の最も高
い者を落札者とする。ただし、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじ
を引かせて落札者を決めるものとする。

- ・低入札価格調査制度において、不落札に該当しないこと。
- ・入札書記載価格が入札書比較価格の制限の範囲内にあること。

第7 価格以外の評価に係る疑義について

技術提案資料の評価に関して入札者から疑義説明の請求があった場合は、工事監理室等

は、その理由を説明する。

第8 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置等

1 施工の担保及び虚偽の記載があった場合の措置

実際の施工に際しては、技術提案の内容に沿った施工をすることとし、受注者の責により提案内容を満足する施工が行われない場合は、再度の施工を行わせる。ただし、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、不誠実な行為として取り扱う。あわせて、加算点の範囲内で加算点に応じた工事成績評点を減点する。また、技術提案資料に虚偽の記載があったことが契約後に判明した場合も同様の扱いとする。

2 配置予定技術者の変更

配置予定技術者の変更について、落札者が契約後のやむを得ない事由により配置技術者を変更したい旨を申し出た場合には、落札者がその入札時に提出した配置予定技術者と同等以上の資格及び工事経験を有する者に変更するよう指示するものとする。

この指示に従わないときは、上記1と同様に配置予定技術者に係る加算点を工事成績評定点から減点する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(柳井市建設工事簡易型総合評価競争入札事務処理要領の廃止)

2 柳井市建設工事簡易型総合評価競争入札事務処理要領(平成20年4月1日施行)は、廃止する。